

1. 高浜発電所3号機使用済燃料ピットクレーン改造工事に係る使用前検査申請書の提出について

平成27年7月16日に電気事業法に基づき、高浜発電所3号機の使用済燃料ピットクレーンメインホイストの撤去^{※1}について、工事計画認可申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣に提出し、平成27年8月4日に原子力規制委員会と経済産業大臣から工事計画の認可を受けたことから、本日、電気事業法に基づき使用前検査を受検するための申請書^{※2}を原子力規制委員会と経済産業大臣へ提出しました。

※1：使用済燃料の引き上げ等を取り扱う装置であるメインホイストの撤去工事

※2：使用済燃料ピットクレーンの核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前検査申請においては、平成27年8月5日の使用前検査の受検申請に含んでいる。

2. 高浜発電所3号機電力貯蔵装置改造工事に係る使用前検査申請書の再提出について

平成25年6月12日に工事計画認可を受け、平成25年6月19日、高浜発電所3号機の電力貯蔵装置の改造工事^{※1}に係る使用前検査の受検申請書を、原子力規制委員会と経済産業大臣に提出しました。その後、平成25年7月8日に新規制基準が施行となり、工事計画に変更が生じる可能性があったことから、平成25年8月9日に使用前検査の受検を希望する期日を未定として申請書を再提出していましたが、原子力規制委員会による審査の結果、工事計画に変更が生じる可能性がなくなるなど、受検するための準備が整ったことから、本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および電気事業法に基づき使用前検査を受検するための申請書を原子力規制委員会と経済産業大臣へ再提出しました。

※1：非常時に、中央制御室などに設置している計器類に電気を供給するための蓄電池（バッテリー）の取替工事

以　上